

令和 7 年度

地域密着型サービス事業所整備事業者
募集要項

令和 7 年 5 月

鹿児島市 健康福祉局
すこやか長寿部 長寿あんしん課

1 募集するサービス

(1) 整備数の定めのない地域密着型サービス

施設等の種別		第9期 計画数	募 集
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	定めなし	あり
	小規模多機能型居宅介護	定めなし	あり
	看護小規模多機能型居宅介護	定めなし	あり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定めなし	あり
	夜間対応型訪問介護	定めなし	あり

- ・ 圏域の指定はありません。
- ・ いずれのサービスも、新築、既存建物改修等の別は問いません。
- ・ 各サービスの併設計画も応募可能です。

2 応募事業者の要件

下記の条件を全て満たしている法人であることを応募の要件とします。

- (1) 平成27年度以降、現在まで老人福祉施設、介護保険施設又は介護保険事業所若しくは法人の運営等に関して改善勧告（行政指導）や改善命令（行政処分）等を受けていないこと。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ア 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
 - イ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人
 - キ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人
- (3) 納期の到来している国税、鹿児島県税、鹿児島市税、社会保険料及び鹿児島市補助金等交付規則に基づく返還金を完納していること。
- (4) 建設費補助金を活用する場合は、交付決定となった年度の翌年度までに、整備工事完了が見込まれること。開設準備に関する補助金のみを活用する場合は、令和8年3月末までに整備工事完了が見込まれること（期日までに整備工事が完了しない場合、補助金の減額等が発生する場合があります。）。補助金を活用せずに整備する場合は、指定を受ける年月日の2か月前までに仮指定を受けること。
- (5) 応募にあつては、介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項各号、第115条の12第2項各号及び同条第4項各号に該当しないこと。
- (6) 人員基準上、代表者、管理者就任予定者等の研修の修了が必要である場合は、当該研修を修了していること。修了していない場合は、介護保険法上の事業所指定の申請時まで研修を修了することが確実であること。

3 提出期限

- (1) 一次募集（すべての募集区分） 令和7年 7月18日（金） 17：15必着（期限厳守）
 - (2) 二次募集※ 令和7年10月17日（金） 17：15必着（期限厳守）
 - (3) 三次募集※ 令和8年 1月16日（金） 17：15必着（期限厳守）
- ※建設費補助金（ハード補助）及び開設準備経費補助金（ソフト補助）のいずれも活用しないものに限ります。

4 提出先

鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部

長寿あんしん課 長寿施設係 (鹿児島市山下町11番1号 本館1階)

電話予約の上、当課に持参してください。

※郵送、FAX、メール等による提出は不可。

5 選定(仮指定)までのスケジュール

(1) 一次募集

期 日	手続等	備 考
7年 6月20日(金)	土地利用調整課への事前相談期限	
7月 4日(金)	長寿あんしん課との事前協議期限 ※あわせて、補助金活用の有無を 確認します。	
7月18日(金)	協議書提出期限	
8月上旬	現地確認	予定地及び周辺環境の確認
8月下旬	事前審査	法人代表者等へのヒアリング
10月下旬	施設整備審査会	補助対象施設についての審査
11月上旬	地域密着型サービス運営委員会	意見聴取
11月下旬	仮指定通知	

(2) 二次募集

期 日	手続等	備 考
7年 9月19日(金)	土地利用調整課への事前相談期限	
10月 3日(金)	長寿あんしん課との事前協議期限	
10月17日(金)	協議書提出期限	
11月上旬	現地確認	予定地及び周辺環境の確認
11月下旬	事前審査	法人代表者等へのヒアリング
8年 2月上旬	地域密着型サービス運営委員会	意見聴取
2月下旬	仮指定通知	

(3) 三次募集

期 日	手続等	備 考
7年12月12日(金)	土地利用調整課への事前相談期限	
12月26日(金)	長寿あんしん課との事前協議期限	
1月16日(金)	協議書提出期限	
2月上旬	現地確認	予定地及び周辺環境の確認
2月下旬	事前審査	法人代表者等へのヒアリング
5月上旬	地域密着型サービス運営委員会	意見聴取
5月下旬	仮指定通知	

※上記スケジュールは、現時点での予定ですので、変更する場合があります。

★補助金活用による整備スケジュール（例）ハード補助、ソフト補助両方を活用して、9年度末までに整備完了予定の場合

- ・ 7年11月下旬 仮指定
- ・ 8年 4月 予算措置
- 6月頃 補助協議（ハード補助）
- 7～8月頃 県内示
- 10月頃 交付申請、決定
- 入札等・着工（ハード補助）
- ・ 9年10月頃 補助協議（ソフト補助）
- ・ 10年1月頃 交付申請、決定
- 3月 整備完了

6 応募に当たっての留意点

(1) 事前協議について

応募を予定している事業者は、令和7年7月4日（金）まで（二次募集については令和7年10月3日（金）まで、三次募集については令和7年12月26日（金）まで）に、長寿あんしん課と事前協議を行ってください。

(2) 整備予定地について

ア 応募の段階では、整備予定地について購入等により、あらかじめ確保しておく必要はありませんが、用地確保が確実に見込めることが必要です。（売買確約書等により、整備予定地が確保されているかどうかを確認します。）

イ 整備用地を借地又は地上権の設定により確保する場合は、借地権又は地上権を設定することが必要ですが、応募の段階では地主の同意書等の添付で結構です。

ウ 整備用地は、確実に施設整備が可能であることが必要です。市街化調整区域など土地利用や建築行為が規制される地区における計画については、事前に関係所管課と調整を行った上で応募してください。

エ 募集対象事業所は、本市地域防災計画上の要配慮者利用施設に該当する場合があるため、土砂災害や浸水被害の対策に留意した上で計画してください。

(3) 作成書類等について

ア 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んでください。

イ 図面は正確な尺度で作成し、ベッド、トイレ、洗面所等の配置も分かるように作成してください。また、敷地面積、延床面積、建ぺい率、容積率、用途区分が分かるように作成してください。なお、各居室等の面積は、壁芯と内法の両方を併記してください。

ウ 協議書提出後の事業者側の都合による提出書類の差し替え、追加提出は、長寿あんしん課からの指示のあるものを除き、原則、認められません。選定後に大きな変更がある場合、失格となることがあります。

エ 交通機関等からの距離（資料3（様式編）3ページ）は、地図ソフト等を使用し正確に計測してください。また、避難所は鹿児島市指定避難所一覧（資料2（参考資料編）41ページ）に記載されている避難所を記載してください。

オ 資金計画は資金計画書や償還計画書等と数字の不整合がないように作成してください。

カ 提出書類の作成に要する経費は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
また、提出された書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

キ 下記に該当することが確認された場合、提出書類は受理しないことがあります。

(ア) 長寿あんしん課との事前協議を行っていない場合

(イ) 提出書類の内容等に不備がある場合

(ウ) 地域住民等への説明会等を行ったと認められない場合

(エ) 建設用地について、建築基準法による接道要件の確認など、法令等による制限について関係所管課と協議を行っていない場合

※関係所管課への事前協議が整っていない場合（所管課からの回答待ちの場合など）

でも協議書は受け付けますが、提出期限後 1 か月以内に整える必要があります。

(オ) その他協議書の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

(4) 失格について（選定後に判明した場合含む。）

下記の行為を行った場合、審査を行うことなく応募事業者を失格とします。また、審査結果通知後に下記の行為を行ったことが判明した場合は、選定された場合であっても、審査結果を取り消し、応募事業者を失格とします。

ア 選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 協議書の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合

ウ 「6 応募に当たっての留意点>(3) 作成書類等について>キ>(エ)」に該当することが判明した場合

エ 「2 応募事業者の要件>(2)」に該当することが判明した場合

オ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(5) 辞退について

選定後の辞退は、本市の事業計画に重大な支障を来すことになるため、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、認められません。確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

(6) その他

ア 事前協議は、必ず日時をご連絡の上、来庁ください。

イ 提出期限後の受付は行いませんので、日程に余裕を持って準備をお願いします。また、提出書類の内容を確認しますので、ご連絡の上、直接ご持参ください。

ウ 既存事業所の転換や改修等による計画の場合、当該施設に各種補助金が活用されていないか確認をしてください。活用されている場合、財産処分手続や補助金の返還が必要になる場合がありますので、補助事業者の確認をしてください。

エ 事業者選定の結果については、本市ホームページにおいて公表します。

オ 協議書提出後は、原則として計画内容を変更することはできません。やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市の承認を受けてください。なお、重要事項（整備場所、施設種別、定員、階数、資金計画等）を本市の承認なく変更した場合、失格となる場合があります。

7 施設整備の補助金一覧表 【参考 令和6年度】

	施設等の種別	施設整備分	施設開設準備経費分	備考
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	県) 14,100千円以内／施設	—	
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	県) 39,600千円以内／施設	県) 989千円以内／定員	定員は 宿泊定員
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	県) 7,000千円以内／施設	県) 16,600千円以内／施設	
	(空き家を活用した整備) ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。	県) 10,500千円以内／施設	—	

- ・夜間対応型訪問介護には、補助金はありません。
- ・令和7年度以降の補助金は、その有無も含め今後詳細が決定されます。
- ・令和5年度から、災害レッドゾーン及びイエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を行う場合には、防災工事等により、事業開始時点で当該区域から外れることが見込まれる場合等を除き、原則、整備に関する補助の対象外とされたことから、協議にあたっては、補助申請時の補助の要件等を十分、ご確認ください（前述の★補助金活用による整備スケジュール（例）参照。）。県との協議結果等によっては、不採択又は減額となる可能性があります。
- ・補助金の対象事業所となるか否かについては、事業所の指定とは別に審査を行います。また、予算の制約により、協議どおり交付できない場合や交付されない場合があります。
- ・補助事業として施設整備を行う場合は、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱により「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠して行うこと」が、補助金の交付条件です。
（5千万円以上の工事は一般競争入札、3億円以上の工事はJ Vで契約する必要あり。）
この場合、市の補助金交付決定の前に入札や契約手続を行うことは認められないほか、指名競争入札を行う場合に選定する業者は、市の建設工事等競争入札参加有資格者でなければなりません。
- ・事業完了後に実績報告、補助確定及び交付請求の事務手続が必要になることから、補助金の交付までには一定の期間を要します。（補助金の交付は、施工業者への工事費の支払後となります。）
- ・補助金を活用して整備を行う場合、整備後に事業を廃止した際等（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保としての提供、取り壊し、廃棄等）には補助金の返還が発生することがあります。

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

審査項目	審査基準
1 地理的条件等	① 確実に事業継続できる土地を確保しているか。
	② 十分な用地面積が確保されているか。
	③ 敷地に面する道路が狭くないか。
	④ かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける居住誘導区域内であるか。土地区画整理計画区域内ではないか。
	⑤ 災害危険区域内でないなど、安全性の高い場所における整備か。または、同区域内の場合、安全上及び避難上の対策を行っているか。
	⑥ 同種のサービス事業所が未整備、もしくは比較的、整備数が少ない圏域か。
	⑦ 同種のサービス事業所との位置関係は適当か(近接していないか)。
	⑧ 公共交通機関の利便性が高いか。
	⑨ 協力医療機関までの距離が近いか。
2 建物・設備	⑩ 防災に対する取組は適切か。(備えるべきスプリンクラー等の消防用設備の設置、耐震性)
	⑪ バリアフリーに配慮した建物か。(手すり、段差解消、滑り止め等)
	⑫ 日照及び採光等の配慮はあるか。(方位、窓の位置、空調等)
	⑬ 一人当たりの面積は適当か。
	⑭ 設備面で配慮していることは何か。(浴室、トイレ、寝室、その他)
3 運営内容	⑮ 総事業費に占める自己資金の比率はどうか。
	⑯ 応募者のこれまでの経営状況はどうか。開設後の施設運営が償還等を含めて適切に計画できているか。
	⑰ 介護人材の確保及び育成に対する考え方は適当か。
	⑱ 法人、法人代表者、管理者に認知症高齢者介護の実績・経験があるか。
	⑲ 事業に対する理念、施設運営方針、計画の具体性等に対する考え方は適当か。
	⑳ 安全体制に関する取組に対する考え方は適当か。
	㉑ 地域との交流への取組に対する考え方は適当か。
	㉒ サービスの質の向上に対する考え方は適当か。
	㉓ 虐待の防止、身体的拘束等の適正化、生産性向上、非常災害対策、業務継続計画(BCP)、感染症対策等に対する考え方は適当か。

※審査項目・基準については、設備基準や関係法令を満たした上で、利用者へのより質の高い介護サービスの提供体制を確保していることを確認するために設けています。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

審査項目	審査基準
1 地理的条件等	① サービス提供地域内での事業所の位置関係は適当か。 (サービス提供地域へ概ね30分以内に訪問できる立地であるか。)
	② 連携する事業所の位置関係は適当か。
2 建物・設備	③ 事業所の確保(所有又は賃貸)が確実に見込まれるか。
	④ 事業に必要な機器等を確保できるか。
	⑤ オペレーションセンターが設置されているか、又はオペレーターが機器を携帯できる体制が整備されているか。
	⑥ 利用者が使い易く、効果的な通信手段となっているか。
	⑦ 機器には十分な機能が備わっているか。
3 運営内容	⑧ 法人の事業実績、経営状況は適当か。
	⑨ 介護人材の確保及び育成に対する考え方は適当か。
	⑩ 法人、法人代表者、管理者に福祉保健の分野における知識・経験があるか。 また、医療との連携、調整について十分な能力のある者か。
	⑪ 事業に対する理念、運営方針、計画の具体性等に対する考え方は適当か。 一体型、連携型の運営方針が明確であるか。 長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。
	⑫ オペレーター、訪問介護員、看護師等の資格及び員数は適当か。
	⑬ 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携できる体制であるか。
	⑭ 地域医療との連携は適当か。
	⑮ 利用者・家族等からの通報等に随時対応できる体制であるか。
	⑯ サービスの質の向上に対する考え方は適当か。

※審査項目・基準については、設備基準や関係法令を満たした上で、利用者へのより質の高い介護サービスの提供体制を確保していることを確認するために設けています。

【お問い合わせ】

鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部

長寿あんしん課 長寿施設係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1147

メールアドレス choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

担当

- | | | |
|---|------------------|---------|
| 1 | 認知症対応型通所介護 | (松崎・藏丸) |
| 2 | 小規模多機能型居宅介護 | (吉松・川崎) |
| 3 | 看護小規模多機能型居宅介護 | (吉松・川崎) |
| 4 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | (浜崎・藏丸) |
| 5 | 夜間対応型訪問介護 | (浜崎・藏丸) |